

県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（案）に対して提出された御意見と県の考え方について

※いただいた御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約し、取りまとめさせていただきました。

No.	御意見	県の考え方
1	募集定員の策定に当たり、新型コロナウイルスの再度にわたる感染拡大に配慮し、学級編成基準を40人に固定するのではなく、地域・各学校の実情に応じて弾力的に対応していただきたい。	きめ細やかな生徒指導や学習指導を行うため、必要に応じて少人数授業等を実施しているところです。学級定員や教職員定数については、学級編成について40人を標準とする国の配当基準に基づき、県の配当基準を定め、学級数や学科構成等に応じて、学校運営が円滑に行えるよう適正に配置しました。
2	中学校卒業生の減少が著しい地域、専門学科、中途退学者の多い高校並びに定時制の課程でこそ県単定数を活用し、40人を下回る少人数学級を先行的に導入していただきたい。職業高校では学級数を減らさず、後継者を育成し、地域の学校としての役割を持たせ、定時制の課程ではきめ細かい指導ができるよう支援していただきたい。	<p>きめ細やかな生徒指導や学習指導を行うため、必要に応じて少人数授業等を実施しているところです。学級定員や教職員定数については、学級編成について40人を標準とする国の配当基準に基づき、県の配当基準を定め、学級数や学科構成等に応じて、学校運営が円滑に行えるよう適正に配置しました。</p> <p>本県の多様な産業を支える将来の専門的職業人を育成する職業系専門学科の学級数は、学区や学校の状況、生徒や保護者のニーズ等を総合的に勘案して決定しました。</p>
3	2011年以降に募集定員減となり、1学年3学級以下となった高校についても、教職員数を維持して必要な教職員を配置し、地域人材の育成を推進すべく、学校の特色や地域の状況等を考慮し、統廃合するのではなく存続させていただきたい。	<p>きめ細やかな生徒指導や学習指導を行うため、必要に応じて少人数授業等を実施しているところです。学級定員や教職員定数については、学級編成について40人を標準とする国の配当基準に基づき、県の配当基準を定め、学級数や学科構成等に応じて、学校運営が円滑に行えるよう適正に配置しました。</p> <p>県立学校改革推進プランでは、県立高校の適正規模を、都市部で1学年6～8学級、郡部では1学年4～8学級とし、適性規模に満たない学校は統合の対象として検討しますが、学校・地域の状況等により統合しない場合もあります。</p>
4	県議会で2度にわたって可決された「1学級25人程度の少人数学級の実現を求める決議」を少しでも実現するため、関東近県の高校では学級定員は40人とした上で、転編入枠を内枠とすることで実質的に1学級40人を下回る少人数学級を実現させているのにならい、千葉県でもできることを工夫していただきたい。	きめ細やかな生徒指導や学習指導を行うため、必要に応じて少人数授業等を実施しているところです。学級定員や教職員定数については、学級編成について40人を標準とする国の配当基準に基づき、県の配当基準を定め、学級数や学科構成等に応じて、学校運営が円滑に行えるよう適正に配置しました。

5	いわゆる「教育困難校」の学級数には県教委の定める「適正規模」に囚われることなく、最大限の配慮をしていただきたい。	県立高校の募集定員については、中学校卒業予定者数から算出した県全体の総学級数に基づき、学区や学校の状況、生徒や保護者のニーズ等を総合的に勘案して決定しました。
6	「県立高等学校の募集定員については、全日制において、前年度比1、440人減(=36学級減)」としているが、それぞれの地域の実情に応じた意見が多数出されるように、学区ごとの中学校卒業予定者数のおおよその増減を示してもらいたい。	各学区の中学校卒業予定者数は、学年別児童生徒数が市町村ごとに総合企画部統計課のホームページに掲載されていますので、参考としてください。
7	「適正規模」とされる1学年8学級を超える9学級募集校が第2学区に3校、第3学区には4校あり、その解消を最優先にしていきたい。	都市部の適正規模については、中学校卒業予定者数の動向を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。
8	8月の教育委員会会議にかけると募集定員の原案策定に対し、規則改正に向けた意見の結果を反映できるよう、意見の募集開始をあと1か月早めていただきたい。	千葉県公私立高等学校協議会による公私立高等学校生徒収容計画(案)等を踏まえて意見募集をしております。当該協議会における(案)を確認次第、意見募集を開始しているところです。
9	中学校卒業生の減少時期に定められた「学区の拡大」「隣接学区規定の緩和」を見直すことで、第1学区をはじめとする都市部への過度な志願者の流入を抑制していただきたい。	学区の在り方については、生徒や保護者のニーズ等を踏まえながら、引き続き検討してまいります。
10	県立高等学校の募集定員策定の経緯について、「千葉県公私立高等学校協議会」における「生徒収容計画」(案)等の協議内容も含め丁寧に説明してください。	千葉県公私立高等学校協議会では、公私立高等学校入試結果報告、公私立高等学校生徒収容計画(案)等について協議しています。 令和3年3月の県内国公私立中学校の卒業予定者数は約51,370人であり、高等学校等への進学率は98.9%程度になると推測され、進学予定者数は50,805人と見込まれます。公立高等学校募集定員は、中学校卒業予定者数の推移や過去の実績等を勘案し、31,160人としました。県立高校の募集定員については、中学校卒業予定者数等から算出した県全体の総学級数に基づき、学区や学校の状況・特色、生徒・保護者のニーズ等を総合的に勘案して決定しました。
11	県立高等学校の募集定員の策定にあたっては、県内の中学校卒業予定者の他に、中学校過年度卒業生、外国につながる生徒で日本の中学校に在籍していない人、特別支援学校中等部卒業予定者、障害により高校入学が実現していない生徒等についても丁寧に把握して検討してください。	県立高校の募集定員については、中学校卒業予定者数から算出した県全体の総学級数に基づき、学区や学校の状況、生徒や保護者のニーズ等を総合的に勘案して決定しました。

12	<p>県立高校の少人数学級（1学級30人、または当面35人以下）を千葉県として検討してください。特に中学校卒業者が減少傾向にある地域の高校、専門学科、総合学科、定時制の課程等について、高校少人数学級の先行実施を行ってください。</p>	<p>きめ細やかな生徒指導や学習指導を行うため、必要に応じて少人数授業等を実施しているところです。学級定員や教職員定数については、学級編成について40人を標準とする国の配当基準に基づき、県の配当基準を定め、学級数や学科構成等に応じて、学校運営が円滑に行えるよう適正に配置しました。</p>
13	<p>この数年（特に2017年度以降）募集定員減となった県立高校について、機械的な教職員定数削減は行わず、きめ細かな教育活動が継続できるよう教職員数の維持、必要な教職員の配置に努めてください。</p>	<p>きめ細やかな生徒指導や学習指導を行うため、必要に応じて少人数授業等を実施しているところです。学級定員や教職員定数については、学級編成について40人を標準とする国の配当基準に基づき、県の配当基準を定め、学級数や学科構成等に応じて、学校運営が円滑に行えるよう適正に配置しました。</p>
14	<p>2021（令和3）年度、1年次生徒募集定員の削減を予定している高校については、生徒・保護者等のニーズ、地域の状況等に応じたきめ細かな教育活動が継続できるよう、教職員数の維持、必要な教職員の配置に努めてください。</p>	<p>きめ細やかな生徒指導や学習指導を行うため、必要に応じて少人数授業等を実施しているところです。学級定員や教職員定数については、学級編成について40人を標準とする国の配当基準に基づき、県の配当基準を定め、学級数や学科構成等に応じて、学校運営が円滑に行えるよう適正に配置しました。</p>
15	<p>「県立学校改革推進プラン・第4次実施プログラム」により2020（令和2）年度「学科の再構成」が実施された定時制高校について、1年次生徒募集定員を機械的に「1学級、40人」とするのではなく、従前の2学級を基本に検討してください。定時制の場合、成人や外国人等の特別入学者選抜を合わせて志願者が40人を大きく超える実態もあります。また、学級減により教職員定数が削減される事態も考えられます。多様なコース展開、生徒一人ひとりの学びの保障のためにも教職員数の維持（教諭・実習助手の学科加配等を含む）に努めてください。</p>	<p>定時制高校の募集定員については、定時制高校の役割を踏まえたうえで、学区や学校の状況、生徒や保護者のニーズ等を総合的に勘案して決定しました。</p> <p>きめ細やかな生徒指導や学習指導を行うため、必要に応じて少人数授業等を実施しているところです。学級定員や教職員定数については、学級編成について40人を標準とする国の配当基準に基づき、県の配当基準を定め、学級数や学科構成等に応じて、学校運営が円滑に行えるよう適正に配置しました。</p>
16	<p>「県立学校改革推進プラン」にある県立高校の「適正規模（1学級40人換算で原則1学年4～8学級）」を固定的にとらえるのではなく、学校の特色や地域の状況等を十分に考慮し、県内のどの地域にあっても高校の学びを保障する視点を堅持して、1学年3学級以下の高校も存続させてください。</p>	<p>県立学校改革推進プランでは、県立高校の適正規模を、都市部で1学年6～8学級、郡部で1学年4～8学級として定めています。今後も中学校卒業予定者数の動向等を踏まえ、学校の適正配置に努めてまいります。</p>

17	<p>県立高等学校入試はこれまで前期・後期の2回でしたが、令和3年度より1回にまとめて実施されます。その中での募集定員の前年比1440人減は、近年と比べて減少幅が大きく、受検生への影響は必至です。入試制度の大幅な変更の年のため、募集定員については、削減の先送りや削減幅の縮小など、慎重な取り扱いをお願いいたします。</p>	<p>県立高校の募集定員については、中学校卒業予定者数から算出した県全体の総学級数に基づき、学区や学校の状況、生徒や保護者のニーズ等を総合的に勘案して決定しました。今後も適切な募集定員の策定に努めてまいります。</p>
18	<p>東京都、埼玉県、神奈川県などでは、都県立高等学校の学区制が撤廃され、全県（都）1区制となっております。千葉県においても、受検生が幅広い選択肢の中から自らに合う学校を志願できるよう、学区制を撤廃し全県1区制としていただけますよう、お願いいたします。</p>	<p>学区の在り方については、生徒や保護者のニーズ等を踏まえながら、引き続き検討してまいります。</p>
19	<p>県内県立高等学校では、千葉高等学校と東葛飾高等学校に併設中学校が設置されておりますが、東京都、神奈川県、茨城県など、周辺都県と比較し県立中高一貫校が少なく、入学者決定検査はし烈を極めています。旺盛な中高一貫教育へのニーズに応えるべく、県立の併設型中高一貫校の増設や中等教育学校の新設をお願いいたします。特に、私立を含めても中高一貫校のない、県北東部や南部へ県立の併設型中高一貫校の設置をお願いいたします。</p>	<p>高校改革の方向性を示す県立学校改革推進プランが令和3年度に終了することから、現在のところ高校改革に関する新たな計画はありません。</p>